

機械器具設置工事業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	17～18	弊社道工具倉庫にて、工事で使用した溶接抵抗器を車から降ろし倉庫内へ片付ける際に、抵抗器車輪にコードが引っかかり力づくで抵抗器を押した際に、車輪がコードから乗り上げ、備え付の抵抗器との間で右手を挟んでしまった。	43	10～29
3	11～12	倉庫にて、鉄骨をトラックの荷台に積んでいたところ、鉄骨と鉄骨の間に右手人差し指を挟んでしまい、右手人差し指を負傷した。	47	1～9
4	8～9	被災者は、第1工場内の電気集塵機改修工事現場にて、集塵機内部の部品を取りはずす作業中に、部品を支えていた手がすべり、左手を部品と集塵機ケースの間にはさみ被災した。	43	1～9
5	9～10	工場内モノレールスタッカーにてマスト内カウンターウエイトのガイドローラー交換作業中に、ウエイトを回転させるために、吊りチェーンとウエイト間にセットしたワイヤー（6mm）が破断して、ウエイトが落下し、走行レールとウエイト間に挟んでいた角材を取ろうとした被災者の右手を挟んだ。	58	1～9
6	11～12	タンク付属品改造工事中、タンク立ち上り消火配管の検査・フラッシング準備の為、配管ブラインドフランジを取り外した直後に、配管立ち上がり部（5箇所にてUボルトナットで固定済み）が滑り落ち、外部足場補強用単管との間に左手を挟んだ。	46	10～29
6	17～18	工場のプレス型修理場で、天井クレーン修理後の動作確認をする為に、作業指導者1名、クレーン操作者1名、玉掛作業員2名が型周囲に立ち、玉掛作業をしている時に、クレーン操作者は玉掛作業が終わったと思い、また、作業指揮者の合図を待た	56	1～

		ずにインチング作業をし、吊り上げ張られたワイヤーと型の間に左手薬指を挟まれた。		9
6	16~17	機器（変圧器）の撤去作業を行っていた。トラクターと機器をワイヤーで繋ぎ、トラクターで引っ張っている最中のことであった。被災者は機器から4m程の距離をとり、途中のウインチワイヤーが引っ掛からない様に手で引っ張って補助していた。そうして作業を続けていると、被災者が気付かぬ内に、機器に取り付けていた滑車が被災者の背後に接近し、あっという間に保定していた左手（小指）がワイヤーと一緒に滑車に巻き込まれ、負傷してしまった。	67	1~9
7	15~16	テント倉庫内にて電動スルーラックのコンベアに空パレットを流し、入庫口から出庫口に搬送する際、パレットの蛇行の確認修正時に出庫口に到着した空パレットを入庫口に戻すため、空パレットを持ち上げた際に、自動運転中だったため出庫口の荷有センサーが反応し、自動的にパレットプッシャーが動き出し、ビームの間に右足首が挟まれる事故が発生。	50	1~9
7	16~17	重さが1kg、大きさが80×15センチ程度の鉄板を両手に持ちながらベンダー加工機に挟み、曲げる作業をしていた。その際に、右手が滑り機械に手をついた状態で、誤って操作ペダルを足で踏み、機械に指が挟まれた。その結果、右人差し指裂傷、右中指骨折、右小指骨折、右薬指骨折の状態となった。	36	10~29
7	14~15	機械上で、型締め部の吊りピースの取り外し作業中、油圧トルクレンチを使用していた際、六角レンチが滑り、油圧レンチの反力受けと吊りピースの間に右環指をはさまれ受傷した。	24	1~9
7	16~17	圧力輸送機上部ゲートを点検しているときに、作業班長は輸送機内部に入り、ゲート開状態で点検を行った。被災者は反対側ハンドホール外側より作業照明を保持し照らしていた。作業班長は点検を終え、一旦輸送機外に出て、ゲート閉状態確認のため、被災者が見えない場所にあるエアシリンダーを操作し、上部ゲートを閉じた。そのとき、被災者はゲートが直ぐには閉まらないと思い、右手でシート部に触れていたところ、ゲートが閉まり、右手人差し指が挟まれ受傷した。	59	10~29
7	11~	工場内において、チェンブロックで機械を吊って設置する作業中、下でゆっくりと下がってくる機械の微調整しながら設置していたとき、機械を吊っているワイ	24	10~

	12	ヤーがずれ、機械が傾き、手が挟まれてしまい、右手指を怪我した。		29
9	10～ 11	内作場の整理整頓の一環として、エアコンのドレン受けの製作を被災者が思いつき、内作場設置のボール盤（ホルソー刃取付）を用いて樹脂製カラーコーンの穴開け作業を開始した。被災者がカラーコーンを押さえ、同僚がハンドルを操作して、4か所目の穴を開けようとした時、軍手が刃に引っ掛かり、右手人差し指を巻き込まれ被災した。直後に同僚がボール盤のスイッチをOFFにした。被災者はボール盤作業時の手袋使用禁止のルールは知っていたが、カラーコーン切断面のバリからの保護を優先して軍手を着用していた。樹脂製カラーコーンは、変形しやすく、固定が難しかった。	73	1～ 9
10	15～ 16	フィルム延伸機の連結作業中にクリップ同士を連結する為、クリップの連結部分に指を入れてピンが入るように調整していた。作業員A、作業員Bが連結されていたクリップを先に送ろうと引っ張ったところ、作業員Cが指を連結部分に入れていた為、挟まれ負傷した。	75	1～ 9
11	9～ 10	工場内において、加熱炉抽出扉応急補修工事中、抽出扉を取り外し、扉の応急補修を行った後、抽出扉を元の位置に設置するため、抽出扉を天井クレーンで吊り上げ移動させていた。作業員Bが天井クレーンをペンダント（無線操作装置）で操作し、被災者Aと作業員Cの2名が吊り上げた抽出扉の介添えのため加熱炉横のデッキ上にのぼり、抽出扉を移動させていたところ、天井クレーンのトロリー点検用カゴとデッキ手すりに被災者Aが挟まれ負傷した。	44	1～ 9
11	10～ 11	ボイラー設置工事の現場で、出入口付近にあった工事材料を取ろうとしていたところ、強い突風が吹いて、ドアが勢いよく閉まり、被災者の左手を挟んで負傷した。	66	1～ 9
12	13～14	工場内、蒸気配管工事における架台設置のため鋼材に穴をあける作業を行っていた。マグネットドリルを使用したが、軍手のまま作業を行い、鋼材についた油を手で拭き取ろうとして、回転するドリルに巻き込まれ右手指を損傷した。	22	1～ 9

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)